

内閣総理大臣・岸田文雄殿
防衛大臣・木原 稔殿

殺傷武器輸出に道を開く「防衛装備移転三原則」改悪の中止を求めます
——憲法 9 条にもとづき、一切の武器輸出を禁止してください——

岸田内閣は 2023 年 12 月 22 日、「防衛装備移転三原則」とその運用指針の改定を決定し、殺傷武器の輸出を解禁するなど、「安保 3 文書」にもとづく武器輸出拡大を急ピッチですすめています。

この改定で、外国企業に特許料を払って日本で生産する「ライセンス生産品」について、ライセンス元の国への完成品の輸出を全面的に可能にしました。その直後に政府は、国内でライセンス生産している地对空誘導弾パトリオットをアメリカに輸出することを決めました。日本が製造した殺傷武器がアメリカの不足分を補うことにより、間接的に紛争当事国を含む第三国に輸出される道が開かれたのです。

さらに岸田政権は、日英伊が共同開発・生産する次期戦闘機を第三国に輸出するため、「三原則」と運用指針のさらなる改悪をめざしています。憲法の平和理念を投げ捨て、日本を武器を輸出して紛争地で市民の命を奪い利益を上げる、恐るべき「死の商人国家」に墮落させる道です。このようなことは、戦争放棄を掲げた憲法 9 条の下では断じて許されません。

武器輸出禁止は 2014 年までは日本の「国是」であり、1981 年には国会決議もされています。その方針を国会にもかけずに 180 度変えるのは、民主主義の否定です。

【要請事項】

- 一、殺傷武器の第三国輸出に道を開く「防衛装備移転三原則」の改悪を中止してください。
- 一、武器輸出を促進する「防衛装備移転三原則」を撤廃してください。
- 一、憲法 9 条にもとづき、一切の武器輸出の禁止を求めます。

名前	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

取り扱い団体:日本平和委員会